

村民税・県民税 納税通知書

通知番番号	世帯コード	
行政区コード	住民コード	
お支払い情報		
上記にお支払い方法の状況が表示されていない場合は、現金でのお支払い（金融機関、役場窓口でのお支払い）となります。		
期 別	納 期 限	期 別 税 額
第 1 期		円
第 2 期		円
第 3 期		円
第 4 期		円
		円
期 別	納	期
第 1 期		
第 2 期		
第 3 期		
第 4 期		

この納税通知書により、各納期の税額をそれぞれの納期限までに納付してください。ただし、口座振替の方は記載のあります申し込み口座から振替えられますので納付の必要はありません。



この税の賦課の根拠となった法令は裏面にあります。

通知書番号

● 課税の基礎となる所得等の内訳

所得等				金額(円)		所得等				金額(円)						
営業等						一時	差引所得									
農業																
不動産						総合 譲渡	短期	差引所得								
利子							長期	差引所得								
株式配当						免税所得										
給与	支払額					損失の繰越控除										
年金	所得額					総所得計										
雑所得計						給与の内専従給与										
配当割額						山林	所得									
住宅借入金等 特別控除額							特別控除									
扶養		扶障控配		本		人		青色申告		均等割						
特定	同	老	年少	他	同	特	他	有	老	障 害 特	寡 一	婦 特	寡 夫	勤 労	未 成 年	均 等 割
専従者控除				人		配										

所得等		金額(円)	所得等		金額(円)
短期譲渡	一般所得		長期譲渡	一般所得	
	特別控除			特別控除	
	所得			所得	
	特別控除			特別控除	
先物取引			課税	所得	
先物繰越損失				特別控除	
株式譲渡	上場分			株式繰越損失額	
未公開分				株式所得割額	
上場株式等の配当			特定損失額		
配当繰越損失額					

● 所得控除等の内訳

所得控除	金額(円)	所得控除	金額(円)
雑損		障・寡・勤	
医療費		配偶者・配偶者特別	
社会保険料		扶養	
小企共済等		基礎	
生命保険料			
地震保険料		控除計	

●所得控除等の内訳

所得控除	金額(円)	所得控除	金額(円)
雑損		障・寡・勤	
医療費		配偶者・配偶者特別	
社会保険料		扶養	
小企共済等		基礎	
生命保険料			
地震保険料		控除計	

● 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類	
年10月		名 称	
年12月			
年 2 月		種 類	

公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に上記の公的年金からその支払者が徴収します。

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合に、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

徴 収 月	仮 特 別 徴 収 税 額	徴 収 月	仮 特 別 徴 収 税 額
年 4 月		年 4 月	
年 6 月		年 6 月	
年 8 月		年 8 月	

● 税額の明細

	課税標準額(円)	村民税(円)	県民税(円)	
総合分				
分離分				
山林分				
調整控除額				
配当控除額				
住宅借入金等特別控除額				
寄附金税額控除額				
外国税額控除額等				
配当割額又は株式等譲渡割控除額				
所得割額				
均等割額				
年税額		給与から特別徴収する額		
公的年金から特別徴収する額		普通徴収する額		
課税済額又は納付済額		差引納付額		
控除不足額		充当額		
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納付額				
充当額				

※「控除不足額」には、所得割より控除することができなかった配当割・株式等譲渡所得割控除額を表示します。

〈納付場所〉

宮崎銀行 各支店・各出張所

日向農業協同組合 各支店

九州内のゆうちょ銀行および郵便局
(沖縄県および納付期限以降は受付できません)

村民税・県民税の賦課について

1. 課税の根拠

この税金は、地方税法及び椎葉村税条例の規定によって賦課期日（1月1日）現在当該村内に住所を有する個人および当該村内に住所はないが事務所、事業所又は家屋敷を有する個人に課せられます。

2. 不服の申立及び取消訴訟

この処分（税金の賦課）について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に椎葉村長に対して異議申立てをすることができます。ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、異議申立てをすることができません。

処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、椎葉村を被告として（椎葉村長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、訴えを提起することができません。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避ける為の緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 納期限までに納付しなかった場合

この税金を各納期限までに納付しなかった場合においては、督促および滞納処分が行なわれるほか法律の定めるところによって延滞金が徴収されます。

4. 均等割額

県民税 1,500円 村民税 3,000円
（県民税均等割額のうち、500円は森林環境税相当の超過課税分です。）

5. 所得割額の課税標準および税額

前年の所得から所得控除をした後の金額を課税標準としてこれに（別表1、2）の税率をそれぞれ適用し、（別表3）の調整控除額、（別表4）の寄附金税額控除、（別表5）の配当控除、（別表6）の税額控除、（別表7）の外国税額控除及び（別表8）の配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除をおこなった後の金額が課税されます。

（注）配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、「所得割額」から控除されます。（表面の「所得割額」には、控除後の税額を記載しています。）表面の「控除不足額」には、所得割より控除することができなかった配当割・株式等譲渡所得割控除額を表示しています。

（別表1）

村民税所得割	県民税所得割
6%	4%

（別表2）分離譲渡所得割税率表

課税標準	村民税所得割	県民税所得割
長期譲渡	3%	2%
短期譲渡	5.4%	3.6%

譲渡所得の分離課税のある場合、その所得金額によっては、上記税率によらない場合もあります。

（別表3）調整控除

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、村民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、村民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
障害者控除	普通 1万円	控除老人	10万円
	特別 10万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
	同居特別 22万円		40万円以上45万円未満 3万円
寡婦控除	一般 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特別 5万円		特定 18万円
寡夫控除	1万円		老人 10万円
勤労学生控除	1万円		同居老親等 13万円

（別表4）税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の村民税は6%、県民税は4%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	85%
195万円超330万円以下	80%
330万円超695万円以下	70%
695万円超900万円以下	67%
900万円超1,800万円以下	57%
1,800万円超	50%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

（別表5）配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	村民税	県民税	村民税	県民税	村民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

〔その他不明な点については、税務住民課へお問い合わせください。〕

（別表6）税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)
※ 平成11年から18年までの間に入居した者で、村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

村民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

（別表7）税額控除（外国税額控除）

外国の所得税等の額のうち所得税における外国税額控除の控除限度を超える額(所得税の控除限度額のうち県民税は12/100、村民税は18/100に相当する額を限度)

（別表8）配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	村民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5